

## 新型コロナウイルスの発生に関する注意喚起（その18）

令和2年4月3日  
在シンガポール日本大使館

1. シンガポール保健省（MOH）は、シンガポール国内における感染者数を次の通り公表しています（2日現在）。詳細は、保健省HPを確認下さい。  
感染者数1049名（累計）、退院者数266名（累計）、  
死亡事例5名（3日現在累計）。

（保健省HP）

<https://www.moh.gov.sg/covid-19>

2. また、3日、同省は更なる感染拡大を防止するための措置として概要次の通り公表しました。詳細は、保健省HPを確認下さい。

（保健省HP）

<https://www.moh.gov.sg/news-highlights/details/circuit-breaker-to-minimise-further-spread-of-covid-19>

（1）関係省庁タスクフォースは、新型コロナウイルスの国内感染の増加を阻止するため措置を実施します。目的は、公的・私的な人の移動や接触を減少させることです。このため、学校については在宅指導とし、必要不可欠なサービスとローカル・グローバルサプライチェーンに不可欠な重要な経済部門を除き職場を閉鎖します。在宅勤務で行うことができる仕事や事業活動は継続することが適切です。

（2）新型コロナウイルスに関する関係省庁タスクフォースによる検証の結果ほとんどの症例は、社会的集まり、職場、家庭での感染者との濃厚接触により生じたものでした。ここ1週間で増加している国内感染数を非常に懸念しており、感染の拡大を食い止めるためには、抜本的な対応が必要との結論に至りました。移動や接触を最小限に抑え、必要不可欠な場合を除いて自宅に留まるよう、シンガポールの皆様のご協力をお願いします。

（3）本措置は、2020年4月7日から2020年5月4日までの4週間（潜伏期間2回分）実施されます。事業者は直ちに組みんでください。定員制限と距

離の確保（現行のセーフディスタンス）は引き続き有効であり、特に週末にかけて厳守しなければなりません。

（４）2020年4月7日以降、すべてのレストラン、ホーカーセンター、コーヒーショップ、フードコート、その他の飲食店は、持ち帰りまたは配達のための営業となります。食品、食品製造、食品加工、食肉処理場、ケータリング業者、輸入業者、貿易業者、食品物流、冷蔵倉庫・倉庫、食品安全検査、スーパーマーケット、コンビニエンスストア、食料品店、卸売市場、市場等、食品供給業者は、引き続き営業を継続します。食品は継続的に入手が可能であり、安心してください。

（５）日常生活のニーズをサポートするために必要なアイテムやサービスを提供する小売店は引き続き営業します。これには、スーパーマーケット、薬局、レストラン、飲食店、および必要不可欠なサービスを提供するその他の店舗が含まれます。それ以外の小売店はすべて閉鎖されます。

（６）公共サービスは通常通り運営され、行政サービスも利用可能ですが、公共サービスの職員の大部分は在宅勤務となります。カウンターサービスは縮小され、セーフディスタンスのためにスタッフが減らされます。デジタルサービスは引き続き利用可能ですが、緊急性のない訪問は延期してください。

（７）ヘルスケア、社会福祉サービス、金融サービス、清掃サービス、水、エネルギー、環境関連サービスなどの基本的なサービスは継続して提供されます。その他、日常生活に必要なサービス（例：美容院・理容室、エレベーターのメンテナンス、ランドリー）、交通サービス、通信サービスは引き続き営業します。

（８）継続して営業することが許可される必要不可欠な事業の最新のリストについては、<https://covid.gobusiness.gov.sg/essentialservices> を参照してください。

（９）公共サービス機関を含む多くの職場では、すでにかかなりの割合の労働者が在宅勤務を開始しています。また、人材開発省（MOM）は、企業への監督を強化し、在宅勤務に関する勧告に従わなかった企業に対して業務停止命令や是正命令を出しています（[www.mom.gov.sg/covid-19](http://www.mom.gov.sg/covid-19) 参照）。

(10) 通勤する労働者の割合をさらに減らすためには、さらなる対策が必要です。在宅勤務では実施できないすべての業務、社会活動、その他の活動は、2020年4月7日から2020年5月4日(含む)までの間、停止が必要です。必須サービスとそれに関連するサプライチェーン及びグローバルサプライチェーンの一部を形成する企業は、この停止の対象外となります。

(11) 必須サービスを提供する事業者も、必要最小限のスタッフで運営し、厳格なセーフディスタンスを実施する必要があります。食事の時間帯を含めて社員の接触は避けなければなりません。企業内でスタッフが感染した場合、業務停止を求めることがあります。

(12) 従業員の在宅勤務により事業を継続できる事業者は、継続して事業を行うことが適切です。

(13) 上記のウェブサイト ((8) の <https://covid.gobusiness.gov.sg/essentialservices> を参照) に記載されている事業を行う事業者は、その場所で事業を継続することが認められています。これらの事業者は、2020年4月13日までに <https://covid.gobusiness.gov.sg> に、強化されたセーフディスタンスを講じた事業計画の詳細を提出しなければなりません。事業者は当局からの回答を待つ間、必須サービスを継続して提供することができます。リストに記載されているサービスではないが、事業停止の免除を受けるべき明確な理由がある場合は、貿易産業省 (MTI) が提供するガイダンスと FAQ を参照した上で、同ウェブサイトから免除を申請することができます。必要不可欠な事業を行っている、またはそのような事業をサポートする事業者のみが免除の対象となります。

(14) シンガポールの居住者や外国人労働者は、通勤が許可されている場合を除き、自宅に留まる必要があります。食事やその他の必需品を購入、必要なサービスを調達するために外出することは可能ですが、それ以外の場合、外で過ごす時間を最小限に抑えなければなりません。

(15) 外国人労働者の寄宿舎での感染が多発していることを踏まえ、更なる対策を講じます。寄宿舎に入居するすべての外国人労働者は、寄宿舎の敷地内に滞在することが義務づけられます。また、寄宿舎の運営者は、感染のリスクを最小限に抑え、ブロック (棟) 間での労働者の接触を減らすための措置を

講じなければなりません。また、外国人労働者が共用部分に集まったりしないように、明確な掲示を行うことも求められます。MOMはこれらの対策が早急の実施されるよう、フォローアップを行う予定です。

(16) 2020年4月8日から2020年5月4日までの間、学校や高等教育機関は完全な在宅指導に移行し、プレスクールや学童保育を停止します。私立の教育機関も家庭学習に移行する必要があります。

(17) 医療などの必要不可欠なサービスに従事している親が、子どもの面倒を見る手段を確保できない場合は、プレスクールや小学校に支援を求めることができます。

(18) 2020年4月7日から、すべての集客施設、テーマパーク、博物館、カジノが閉鎖されます。公共プール、ゴルフ場、ジム、フィットネススタジオなどのスポーツ・レクリエーション施設も閉鎖されます。ホテル内のレクリエーション施設もすべて閉鎖されます。

(19) 以前の発表のとおり、組織的なスポーツプログラムや宗教礼拝は引き続き中止されます。礼拝所は閉鎖となります。

(20) 政府は2020年4月6日に、以前発表した予算措置に加えて、家庭や企業に対する追加支援を発表する予定です。

(21) 人々を守るため、特に高齢者などの高リスク者を守るためには、単独の対策ではなく、セーフディスタンス、定期的な手洗い、不必要に顔を触らないなどの衛生管理を含む総合的な対策が有効です。

(22) 一般市民は、日用品、必要不可欠なサービスの購入、緊急の受診の必要がある場合を除き、自宅に留まり、不必要な外出をやめることが強く求められます。集まりは避け、接触は同居の家族に限られるべきです。

(23) 運動する場合、施設を利用するのではなく近所の混雑していない開放の場所である必要があります。公共の公園や野外競技場は引き続き開放されていますが、これらの場所での集団での運動は避けなければなりません。一般市民は、オープンスペースでもセーフディスタンスを保つことを心がけてください。

(24) マスクの使用に関する政府のこれまでの勧告は、世界保健機関 (WHO) の勧告と指針に基づいており、それは他者を保護するために、病気の時にのみサージカルマスクを着用するというものです。当初シンガポールでは新型コロナウイルスの国内感染はありませんでした。

(25) 現在は状況が変わってきています。シンガポールでは国内感染が増加しており、検出されていない感染者がいる可能性があります。また、症状を示さない感染者が他の人に感染させる可能性もあります。このため、世界保健機構 (WHO) はマスク使用に関する指針を見直しています。

(26) これらの状況の変化を踏まえ、ガイダンスを更新しました。一般の方は家に留まり、同居する家族以外の人との接触を避けることが求められます。外出の必要があり、他人との密接な接触を避けることができない場合は、マスクの着用が対策となります。このため再利用可能なマスクの利用が考えられます。現在、世界的にサージカルマスクが不足しており、マスクを最も必要とする人、つまり医療従事者のためにサージカルマスクを保存する必要があるからです。

(27) 再利用可能なマスクを、自宅住所を登録している住民全員に配布します。配布は2020年4月5日から12日まで、指定されたコミュニティクラブ/センター (CC) と住民委員会 (RC) センターの受け取り場所にて順次行われます。家族・世帯員は、他の世帯員に代わって受け取ることができます。

(28) 新型コロナウイルスの拡散を遅らせるためには、社会的責任が重要です。ウイルスを撲滅するためには、すべてのシンガポール人が適切に行動する必要があります。

(29) 軽い風邪のような症状であっても、体調が悪い人はすぐに医師の診察を受けるべきです。その他の目的で公共の場に出てはならず、他人との接触も避けるべきです。この期間中は、必要のない活動を中止し、肉親や家族以外の人との集まりを避けるべきです。家庭内でもセーフディスタンスを保ち、衛生面でも良い習慣を身につけ、友人や家族にもそうするように勧めましょう。

3, 3日, 貿易産業省 (MTI) は, 追加予防措置を公表しました。詳細は教育省 (MTI) HPを確認ください。

(貿易産業省HP)

[https://www.sgpc.gov.sg/sgpcmedia/media\\_releases/mti/press\\_release/P-20200403-1/attachment/Suspension%20of%20Activities%20at%20Workplace%20Premises%20to%20Reduce%20COVID-19%20Transmission.pdf](https://www.sgpc.gov.sg/sgpcmedia/media_releases/mti/press_release/P-20200403-1/attachment/Suspension%20of%20Activities%20at%20Workplace%20Premises%20to%20Reduce%20COVID-19%20Transmission.pdf)

4, 3日, 教育省 (MOE) 及び社会・家庭振興省 (MSF) は, 追加予防措置 (在宅学習に関する措置) を公表しました。詳細は教育省 (MOE) HPを確認ください。

(教育省HP)

<https://www.moe.gov.sg/news/press-releases/schools-and-institutes-of-higher-learning-to-shift-to-full-home-based-learning-preschools-and-student-care-centres-to-suspend-general-services>

5. 航空会社各社は, 新型コロナウイルスの発生により, 路線の減便等の措置を実施しています。詳細は各社HPを確認ください。

(日本航空HP)

<https://www.jal.co.jp/jp/ja/info/2020/inter/200313/index.html>  
[https://www.jal.co.jp/jp/ja/info/2020/inter/200313\\_04/](https://www.jal.co.jp/jp/ja/info/2020/inter/200313_04/)

(全日空HP)

<https://www.ana.co.jp/ja/jp/topics/notice200206/#2>

(シンガポール航空・シルクエアーHP)

<https://www.singaporeair.com/saar5/pdf/media-centre/200324NorthAsiaFlightCanxTable.pdf>  
[https://www.singaporeair.com/en\\_UK/sg/media-centre/news-alert/?id=jmjgoyqg](https://www.singaporeair.com/en_UK/sg/media-centre/news-alert/?id=jmjgoyqg)

6. 外務省は, 新型コロナウイルスの発生に関し, 海外安全HPにて「感染症危険情報」を発出しています。渡航にあたっては, 同ホームページ等にて最新情報の入手を行ってください。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/info0330.html>

7. 今般の世界的な新型コロナウイルスの発生を受け、各国政府が日本・シンガポールを含む国々の入国制限措置及び検疫強化措置を実施していますので、渡航にあたっては、外務省HP・渡航先大使館のホームページ等にて最新情報の入手を行ってください。

(新型コロナウイルス（日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限）

[https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory\\_world.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html)

8. 外務省海外安全ホームページ, 厚生労働省ホームページ, シンガポール保健省ホームページなどの最新情報を収集し引き続き感染予防に努めて下さい。

●首相官邸ホームページ

[https://www.kantei.go.jp/jp/98\\_abe/actions/202003/18corona.html](https://www.kantei.go.jp/jp/98_abe/actions/202003/18corona.html)

●外務省海外安全ホームページ <https://www.anzen.mofa.go.jp/>

●法務省ホームページ

<http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/20200131comment.html>

●厚生労働省ホームページ

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

●厚生労働省検疫所ホームページ

<https://www.forth.go.jp/news/20200129.html>

●シンガポール保健省（MOHホームページ） <https://www.moh.gov.sg/>

(参考) シンガポール政府は WhatsApp の専用チャンネルを設け情報を提供しています。(チャンネル登録：<https://go.gov.sg/whatsapp>)